

上伊那圏域に「新型コロナウイルス特別警報Ⅰ」を発出します

上伊那圏域において陽性者の確認が相次いでおり、感染が拡大しつつあり、特に警戒が必要な状態であると認められることから、同圏域の感染警戒レベルを4に引き上げ、「新型コロナウイルス特別警報Ⅰ」を発出します。

1 趣旨

上伊那圏域においては、4月8日の全圏域レベル3引上げに伴う「新型コロナウイルス警報」の発出により対策を強化しているところですが、その後も陽性者の確認が相次いでおり、直近1週間(4月6日～12日)の新規陽性者は28人、人口10万人当たりでは15.59人となっています。

これは、県独自の感染警戒レベルにおいて、圏域をレベル4に引き上げる目安となる基準に該当し、また、複数の集団発生が認められるなどリスクの高い事例が発生しており、「感染が拡大しつつあり、特に警戒が必要な状態」であると認められます。

したがって、上伊那圏域の感染警戒レベルを4に引き上げ、「新型コロナウイルス特別警報Ⅰ」を発出します。

2 県民及び事業者の皆様へのお願い

上伊那圏域にお住まいの皆様、訪問される皆様、事業者の皆様は、感染拡大地域への訪問をできるだけ控えることや職場における感染防止策の徹底など、別紙1「『医療警報』発出に当たってのお願い」に沿った対応を徹底してください。

3 上伊那圏域における県の対策強化について

別紙2のとおり

新型コロナウイルス感染症をきっかけとして差別や誹謗中傷が生まれ、苦しんでいる人がいます。また、誹謗中傷をおそれるあまりに受診をためらうことは、重症化のリスクを高めるほか、さらなる感染の拡大を招きかねません。

県民お一人おひとりが「思いやり」の心を持ち「支えあい」の輪を広げ、みんなで乗り越えていきましょう。

県では、市町村等と連携してまん延防止のための対策や医療提供体制及び検査体制の充実を一層推進するとともに、県民の皆様への働きかけを徹底してまいります。

県民皆で力を合わせこの難局を乗り越えていきましょう。

信州版「新たな日常のすゝめ」

©長野県アルクマ



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

長野県 危機管理部
消防課 新型コロナウイルス感染症対策室
(室長) 湯沢 秀保 (担当) 北澤 浩
電話 026-232-0111 (内線 4705)
FAX 026-233-4332

令和3年4月8日

3月中旬以降感染が急速に拡大しており、一部の圏域では身近な医療機関に入院できない方もいらっしゃいます。また、感染しやすい可能性や療養期間の長期化等が指摘されている変異株が県内においても確認されています。

このまま入院者数が増加を続ければ、医療機関の負担がさらに高まり、通常の医療提供にも影響が及び「医療非常事態宣言」を発出する状況に陥りかねません。

県民の皆様におかれては、これまでも3密（密閉、密集、密接）の回避やマスク着用、手洗い・手指消毒など、基本的な感染防止策の実施にご協力をいただいているところですが、ご自身と大切な方の健康を守り、長野県の医療を守るため、今一度、基本的な感染防止策を徹底していただくとともに、特に次の点にご協力をお願いします。

長野県知事 阿部 守一

医療警報発出中、特にお願いしたいこと

- 1 高齢者、基礎疾患がある方は、感染リスクが高い行動をできるだけ避け、慎重に行動するようお願いします。
- 2 会食については、「信州版“新たな会食”のすゝめ」を遵守し、密な室内での大人数、長時間とならないように留意してください。特に同居のご家族以外で行う飲酒を伴う5人以上の会食については、感染リスクが高まる可能性に十分留意し、事業者、利用者双方で徹底した対策を講じていただき、それが困難な場合には実施を控えていただくようお願いします。
- 3 感染拡大地域※への訪問、同地域からの帰省はできるだけ控えるようお願いします。訪問や帰省が必要な場合は、人との接触機会を最大限減らし、滞在時間もできるだけ少なくするなど、最大限の感染防止策を講じるようお願いします。

※ 直近1週間の人口10万人当たりの新規陽性者数が15.0人を上回っている都道府県。県ホームページで随時お知らせしています。
(R3.4.8現在：宮城県、山形県、東京都、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、愛媛県、沖縄県)。なお、必要に応じて、感染拡大地域以外の都道府県への訪問等についても注意喚起を行う場合があります。

- 4 旅行はできるだけ同居のご家族と県内でお楽しみいただくようお願いします。
- 5 事業者の皆様は、感染拡大防止ガイドラインを徹底し、新型コロナ対策推進宣言を行っていただくよう改めてお願いします。また、県民の皆様には、できるかぎり新型コロナ対策推進宣言を行っている事業所をご利用いただくようお願いします。

〔現在、県として新たに「信州の安心なお店」登録制度を開始しています。新型コロナ対策推進宣言をアップグレードしていただき、巡回員が感染対策状況を確認します。〕

- 6 事業者の皆様は、従業員の皆様の在宅勤務・テレワーク、時差出勤を拡大していただくようお願いします。また、休憩時間など、いわゆる居場所の切り替わりによる、気の緩みへの注意喚起など、改めて感染防止策の徹底をお願いします。
- 7 医療機関、福祉施設における感染に加え、学校や保育園における感染例が確認されているため、施設管理者の皆様には、改めて感染防止策の徹底をお願いします。

新型コロナウイルス感染症は、注意をしても誰もが感染する可能性があります。患者・陽性者や医療従事者、感染拡大地域等に滞在していた方、県外から長野県にいられた方などへの、不当な差別や偏見、いじめ等が生じないよう、冷静な行動をお願いします。

上伊那圏域における県の対策強化について

上伊那圏域におけるさらなる感染拡大を防ぐため、県として実施する感染症対策を次のとおり強化します。上伊那圏域にお住まいの皆様、訪問される皆様、事業者の皆様は、県の対策にご協力いただくようお願いします。

（なお、特措法の根拠規定を記載した取組以外は、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例（令和2年長野県条例第25号）第5条に基づく感染症対策として実施するものです。）

（県民の皆様への協力要請）

- ① 会食における感染防止策の徹底について協力を要請します
- ② 感染拡大予防ガイドラインを遵守していない酒類の提供を行う飲食店の利用を控えるよう協力を要請します

（事業者の皆様への協力要請）

- ③ 飲食店などにおける感染拡大予防ガイドラインの遵守について協力を要請します
（積極的な検査等の実施）
- ④ さらに積極的な検査とクラスター対策を実施します

- ① 会食における感染防止策の徹底について協力を要請します（特措法第24条第9項）

会食については、信州版「“新たな会食”のすゝめ」の遵守をお願いしているところですが、上伊那圏域にお住まいの皆様は、会食を実施する必要がある場合は、改めて、万全の対策を行っていただくようお願いします。

- ② 感染拡大予防ガイドラインを遵守していない酒類の提供を行う飲食店の利用を控えるよう協力を要請します（特措法第24条第9項）

上伊那圏域にお住まいの皆様や訪問される皆様に、酒類の提供を行う飲食店を利用する場合は、店内における対人距離の確保、マスクの着用、施設の換気・消毒などの対策や「新型コロナ対策推進宣言」等の実施などを確認し、感染拡大予防ガイドラインを遵守していない店の利用を控えるよう協力を要請します。

- ③ 飲食店などにおける感染拡大予防ガイドラインの遵守について協力を要請します（特措法第24条第9項）

上伊那圏域の事業者の皆様に、感染拡大予防ガイドラインの遵守を徹底するとともに、対策を講じていることを店頭及び店内に掲示してお客様に協力を呼びかけるよう要請します。

- ④ さらに積極的な検査とクラスター対策を実施します

疫学調査に基づき、感染事例に係る濃厚接触者の把握と全員検査に加え、集団発生の事例に係る従業員やその家族などの接触者についても幅広く検査対象として積極的に検査を実施します。また、クラスター対策チーム（CCT-Nagano）を機動的に派遣します。